第

4573 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月 20日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 遺留分

**Q**:相続には遺留分というものがあるそうですが、どういうものなのですか?

A:共同相続人間の公平な遺産相続を図る 観点から設けられた制度で、相続人によって 遺留分が定められています。

## 【解説】

相続人には生活保障や共同相続人間の公平 な遺産相続を図るという観点から、遺留分と いう制度が設けられています。

遺留分というのは、相続人がこれを侵害された場合に、遺留分に達するまでの財産を請求できる権利で、具体的には、相続人の構成によって次のように規定されています。

- ①配偶者と子(代襲相続人を含む)の場合 配偶者1/4、子(全体で)1/4
- ②配偶者と父母(直系尊属)の場合 配偶者1/3、父母(全体で)1/6
- ③配偶者のみの場合 配偶者1/2
- ④子(代襲相続人を含む)のみの場合子(全体で)1/2
- ⑤父母(直系尊属)のみの場合父母(全体で)1/3
- ⑥配偶者と兄弟姉妹の場合 配偶者1/2、兄弟姉妹は遺留分なし
- ⑦兄弟姉妹のみの場合 遺留分なし







